

環境ポータルサイト ecoco「エココ」の掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市のホームページ内のウェブサイト環境ポータルサイト ecoco「エココ」に市民活動団体等の活動紹介等を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市内を中心にさまざまな環境保全・保護活動（生物多様性の保全、地球温暖化対策、資源循環の推進、自然保護、環境教育、環境美化等）を行っている市民活動団体等と市が連携することにより本市における環境保全を推進する。

また、市民活動団体等の設立目的、活動内容等を取りまとめ、活動を広く市民等に紹介し、もって市民活動団体等が実施する環境保全・保護活動の輪を広げるとともに、市民・市民団体・事業所等の協働による取り組みを推進、支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領 において「市民活動団体等」（以下「環境団体」という。）とは、市内を中心に環境保全活動や環境教育、社会貢献活動を主たる目的として活動する法人及び任意の市民団体、事業所、学校等をいう。

2 この要領 において環境保全活動とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 自然保護・保全に関する活動
- (2) 省エネ・再生可能エネルギーに関する活動
- (3) ごみ減量・リサイクルに関する活動
- (4) 地域の清掃や美化に関する活動
- (5) 環境教育・啓発に関する活動
- (6) その他環境の保全に関する活動

(掲載の要件)

第4条 環境団体の掲載要件は、次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反し、又はその疑いがないこと。
- (2) 青少年の保護又は健全育成の観点から不適切でないこと。
- (3) 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 宗教性でないこと。
- (5) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年4月15日法律100号）に規定する選挙に関係するものでないこと。
- (6) 環境団体の活動の目的や趣旨が、市の所管部局と共有できていること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者若しくはそれらの者と密接な関係がないこと。

(協力)

第 5 条 環境団体は、以下の事項に積極的に協力するよう努めること。

- (1) 久留米市や他の環境団体が開催する環境イベント等に積極的に参加するよう努めること。
- (2) 久留米市や他の環境団体と、連携や協働の取り組みを行うよう努めること。
- (3) 環境団体の HP に環境ポータルサイト ecoco「エココ」のリンクを貼るよう努めること。
- (4) 環境活動に関するチラシ等を作成する際は、環境ポータルサイト ecoco「エココ」の QR コードを貼るよう努めること。

(掲載する情報の範囲)

第 6 条 環境ポータルサイト ecoco「エココ」に掲載する内容は次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 環境団体情報
- (2) 環境団体が実施する環境関連の活動やイベント等の告知及び参加者の募集
- (3) その他環境活動を推進する上で有用な情報
- (4) 本市の環境保全の推進に寄与すると認められる情報

(掲載申込)

第 7 条 環境団体の情報を環境ポータルサイト ecoco「エココ」に掲載する場合、環境団体情報掲載申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、市長へ提出するものとする。

(掲載の取り止め)

第 8 条 環境団体の解散、休止等の理由で、環境団体の情報を環境ポータルサイト ecoco「エココ」への掲載を取り止めようとする場合は、速やかに環境団体情報削除申請書（様式第 2 号）を、市長へ提出しなければならない。

(掲載内容の変更の届け出)

第 9 条 団体紹介情報に変更が生じた場合は、速やかに環境団体情報変更届（様式第 3 号）を、市長へ提出しなければならない。

(情報の提供)

第 10 条 掲載に必要な画像データを求められた場合、プライバシー侵害や肖像権侵害等に問題のないデータを提出しなければならない。

2 イベント等の告知情報掲載を希望する際は、イベント等情報掲載依頼書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(掲載の期間)

第 11 条 環境活動団体紹介を掲載した日から、その日の属する年度の末日までとし、特に申し出がない限り毎年度自動更新とする。

(活動の報告)

第 12 条 環境団体は、前年度の活動実績を実績報告書（様式第 5 号）にて毎年 5 月末日までに、報告するよう努めるものとする。

(掲載の取り消し)

第 13 条 環境団体が次の各号のいずれかに該当するときは、環境団体の掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載要件に違反したとき。
 - (2) 環境団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
 - (3) 環境団体が解散したと認められるとき。
 - (4) 環境団体が活動を休止したと認められるとき。
 - (5) 2 か年連続で活動実績報告書の提出がないとき。
 - (6) 前 5 号のほか、環境団体として適当でなくなったと市長が認めるとき。
- 2 前項の措置によって環境団体が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(免責事項)

第 14 条 環境団体から提供を受けた情報等に起因して利用者が他の利用者又は第三者に損害を与えたときは生じた損害においては、当該利用者の責任において解決するものとする。

2 市の掲載遅延等の理由により、環境団体が不利益を生じても、市は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(あて先) 久留米市長

団体名
代表者
住 所
生年月日
性 別 女 ・ 男

また、環境団体の情報を公開することについて承諾します。

(フリガナ)		(フリガナ)	
団体名		代表者名	
連絡担当者名		会 費	
団体所在地	〒		
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			
ホームページURL			
設立年月日	年 月 日	構成人数	人
活動分野	☐ 自然保護・保全 ☐ ごみ減量・リサイクル ☐ 地域の清掃や美化 ☐ 環境教育・啓発 ☐ 省エネ・再生可能エネルギー ☐ その他環境保全に関する活動（ ）		
活動開始時期	年 月 日	活動頻度	週・月・年 回程度
主な活動場所			
会 費			
活動内容			
活動状況			
表彰歴			

※久留米市暴力団排除事務処理要綱の基づき、照会を行うことができる。

年 月 日

環境団体情報削除申請書

（あて先）久留米市長

団体名
代表者

環境ポータルサイト ecoco「エココ」の掲載に関する要領第 8 条の規定に基づき、環境団体情報掲載削除を届け出ます。

削除年月日	年 月 日
削除理由	

年 月 日

環境団体情報変更届

（あて先）久留米市長

団体名
代表者

環境ポータルサイト ecoco「エココ」の掲載に関する要領第 9 条の規定により、環境団体情報の内容変更を届け出ます。

変更項目	変更前	変更後

※枠内に入らない場合は、別紙で添付してください。

団体名
代表者

種 別		☐ 講演会・セミナー ☐ 展示会・パネル展	☐ 観察会 ☐ 体験講座	☐ 保全・保護活動 ☐ その他の ()
タイトル(必須) (イベント名称等)				
日 時		月 日(曜日) 時 分 から 時 分まで		
会 場		会場名		
会場住所等				
主 催(共催、後援、協賛等)				
本 文				
※対象、定員、参加方法、参加費、 申込締切についても記入してくだ さい。				
問合せ先 ※申込、問合せ として公開する 情 報 になリま す。	団体名			
	担当者			
	電話番号			
	FAX			
	E メール			
	リンク先 URL			

※チラシ等があれば添付してください。

活 動 報 告 書

記入日 年 月 日

団体等名称	報告者	連絡先電話番号

太枠のところに、記入又は○をつけてください

活動名					
主な活動場所					
実施活動内容等					
活動の効果					
活動回数	年 2 回以上	年 4 回以上	年 6 回以上	年 12 回以上	年 24 回以上
	A	B	C	D	E
活動者数 (延べ人数)					
団体等以外の 一般参加者数					
他団体等との 連携の有無	有 ・ 無				
連携団体等の名称					